

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 6 及び同施行規則第 6 条の 6 の規定に基づき、移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取り組み報告書を次のとおり公表します。

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 2 日

住 所 広島県廿日市市宮島口一丁目 11 番 5 号
事業者名
代表者名（役職名及び氏名） JR 西日本宮島フェリー株式会社
代表取締役社長
酒井 稔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する船舶 3 隻のうち、1 隻（みせん丸）はシルバールームを設置しているもののバリアフリー対応となっていないため代替船を新造する際には、バリアフリー基準に適合した船舶とする。（2025 年度）

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①乗船時に係員が安全な乗船のための支援を実施する。
- ②文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、多言語での表示など情報提供を考慮した運航情報モニターを保有する船舶 3 隻に設置し適切な照度の確保等を行っている。なお今後の運用状況を見て問題があれば改善する。
- ③必要に応じて旅客支援を実施できるよう全ての船員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を四半期訓練で行う。（身体障害者、視覚障害者、聴覚障害者）
- ④JR 宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新造船(みせん丸代替船)	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。 (2025 年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修実施状況の確認	四半期訓練で行う研修の実施状況を確認し改善点があれば必要に応じ見直しを行う。(2025 年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置している。栈橋係員の作業ダイヤの一部見直しを実施する。また、運用上の問題があれば必要に応じて対応していく。(2025 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶 3 隻全ての上甲板客室に設置している運行情報に関する専用モニターを使用する。(2025 年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	すべての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。(2025 年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	バリアフリー室の案内及び JR 宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・車椅子の整備記録簿を作成して定期的に点検整備していく。
- ・ウェブサイトにて会社へのお問い合わせ先を掲載し、寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
乗船時の介助や誘導 等の支援を行う係員 の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導 等の支援を行う係員を配置してい る。栈橋係員の作業ダイヤの一部 見直しを実施する。また、運用上 の問題があれば必要に応じて対応 していく。	作業ダイヤの中で栈橋係員 が手薄となり乗船時の介助 や誘導が難しい時間帯があ ったため。（日中の人が多い 時間帯）

V 計画書の公表方法

ウェブサイト
<https://jr-miyajimaferry.co.jp/>

VI その他計画に関連する事項

- ・栈橋係員の新たな作業ダイヤにつきましては、2025 年 6 月 1 日から運用を開始しております。

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（2024年度）

住 所 広島県廿日市市宮島口一丁目11番5号

事業者名 JR西日本宮島フェリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 稔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造船（みせん丸代替船）	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。（2025年度）	計画を継続中

② 船舶を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修実施状況の確認	四半期毎に行う研修の実施状況を確認し改善点があれば必要に応じ見直しを行う。	2024年度は計画を実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置しており運用上の問題があれば必要に応じ見直しを行う。	2024年度は計画を実施した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運航情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶3隻全ての上甲板客室に設置している運航情報に関する専用モニターを使用する。	2024年度は計画を実施した

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	全ての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。	2024年度は計画を実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての船舶の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動	バリアフリー室の案内及びJR宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。	2024年度は計画を実施した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・介助に必要となる車椅子の整備を実施した。(金具の緩み点検、可動部点検、タイヤ空気圧の点検・補充など) ・桟橋係員の昼食時間帯などが重なることで要員が手薄となる時間帯がある。これらを改善するべく桟橋作業員の作業ダイヤ見直しに着手した。 ・ウェブサイト会社へのお問い合わせ先を掲載しているが、利用者から意見は寄せられなかった。
--

(3) 報告書の公表方法

ウェブサイト https://jr-miyajimaferry.co.jp/

(4) その他

--

Ⅱ 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

(2025年3月31日現在)

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
みせん丸	134760	汽船	総トン210	800	H8年4月17日	宮島口～宮島	H8年4月		○	219席	3	
みやじ丸	140207	汽船	総トン254	800	H17年12月15日	宮島口～宮島	H18年1月	○	○	182席	8	○
ななうら丸	142703	汽船	総トン268	800	H28年9月7日	宮島口～宮島	H28年9月	○	○	180席	8	○
(合計) 計 隻								2隻	3隻	581席	19	2隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
	×	—	—	×		○	
○	○	—	—	○	○	○	○
○	○	—	—	○	○	○	○
2隻	2隻	隻	隻	2隻	2隻	3隻	2隻

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○